

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和6年2月 29 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2200774号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2300160号

第1 結論

請求者のA社における平成29年9月1日から令和元年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年9月から平成30年8月までの標準報酬月額については22万円から28万円、同年9月から令和元年8月までの標準報酬月額については22万円から26万円とする。

平成29年9月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年9月から令和元年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男
基礎年金番号：
生年月日：平成6年生
住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成29年9月1日から令和元年9月1日まで

B社（厚生年金保険の適用事業所は、A社）に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（28万円及び26万円）及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額（28万円及び26万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（22万円）を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、平成29年9月1日から平成30年9月1日までは28万円、同年9月1日から令和元年9月1日までは26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出（令和3年10月1日受付）しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2200790 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2300161 号

第1 結論

請求者のA社における平成29年9月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年9月から平成30年8月までの標準報酬月額については41万円から44万円とする。

平成29年9月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年9月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年9月1日から平成30年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（44万円）及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額（44万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（41万円）を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、44万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出（令和3年10月1日受付）しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金

事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第2200792号
厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第2300162号

第1 結論

請求者のA社における平成29年9月1日から平成30年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成29年9月から平成30年8月までの標準報酬月額については24万円から26万円とする。

平成29年9月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成29年9月から平成30年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和28年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成29年9月1日から平成30年9月1日まで

A社に勤務した期間のうち、請求期間の標準報酬月額について、保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）となっているので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳により、当該期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（26万円）及び標準報酬月額の改定若しくは決定の基礎となる月の報酬額に基づく報酬月額に見合う標準報酬月額（26万円）は、いずれもオンライン記録により確認できる標準報酬月額（24万円）を上回っていることが確認できる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、賃金台帳において確認できる厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出（令和3年10月1日受付）しており、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金

事務所は、請求者の当該期間に係る訂正後の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300393 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2300159 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 39 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 3 年 12 月 31 日から平成 4 年 1 月 1 日まで

私は、B 社から A 社に 1 年間出向し、同社において平成 3 年 12 月 31 日まで勤務していたが、請求期間の厚生年金保険の加入記録がない。年金手帳の「被保険者でなくなった日」欄には平成 4 年 1 月 1 日と記載されているので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係る出向元事業所である B 社は、請求者から提出された年金手帳において、厚生年金保険の記録として、A 社の「被保険者でなくなった日」が平成 4 年 1 月 1 日と記載されていることについて、B 社が記入したか否か不明だが、年金手帳の管理を平成 24 年 3 月まで同社が本人から預かり保管していたと回答している。

また、B 社から提出された請求者に係る人事記録によると、A 社の出向終了予定日は平成 3 年 12 月 31 日、出向終了日は「1991/12/31 国内長期終了 確定」と記録されていることから、請求者の A 社に係る出向期間は平成 3 年 12 月 31 日までであったと推認される。

一方、請求者の請求期間に係る出向先事業所である A 社の事業主は、請求者に係る出向契約書を作成していたか不明と回答しており、請求者の出向に関する取扱い（労働条件）を確認することができない。

また、厚生年金保険被保険者資格（以下「被保険者資格」という。）の喪失の時期については、厚生年金保険法第 14 条において、その事業所に使用されなくなった日の翌日に被保険者資格を喪失する旨規定されているところ、請求者の A 社における雇用保険の加入記録により確認できる離職年月日は平成 3 年 12 月 30 日と記録されており、請求者に係るオンライン記録の被保険者資格の喪失年月日（平成 3 年 12 月 31 日）と符合している。

さらに、請求者は、請求期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことを確認できる給与

明細書等の関連資料を保有しておらず、A社の事業主は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について、請求期間当時の取扱いは不明と回答している。

加えて、オンライン記録により、A社において被保険者資格が確認でき、かつ月末喪失者の中連絡先が判明した17人に文書による照会を行ったところ、6人から回答があったものの、給与明細書を保有している者はおらず、被保険者資格の月末喪失者に係る厚生年金保険料の控除について確認することができなかった。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。